

京都市淀、水垂・大下津地域における治水・水害史と淀川改良工事

浅井 良亮*・大邑 潤三*・植村 善博**

はじめに

京都市南部、伏見区淀付近は京都盆地の最低部をなし三川が収斂、合流する。このため、巨椋池の巨大な遊水池を擁するとともに水害常習地ともなってきた。近世の淀は三川合流の中州に建設された城下町となり、多くの文書や絵図が残されている。一方、古代中世を通じて登場する水垂・大下津については記録類が少なく不明な点が多い。しかし、明治および平成と過去百年間に2回も全村移転する運命におかれ、景観や生業、社会構造の大きな変化を経験してきた。佛教学歴史学部では地域調査の実習地として、本地域の景観、治水と水害、河川改修事業と移転などに関する調査を地域の協力をえて実施してきた。

本稿ではこれら調査結果の一部として、治水と水害史、明治期の淀川改良工事の実施と地域対応について報告する。

I. 水垂・大下津の景観と治水事業

1 景観の復元

旧水垂村・大下津村は近世において納所村とともに淀城外町に位置づけられ、紀伊郡に属した。維新後、水垂・大下津は淀県をへて京都府紀伊郡となったが、明治22年に両村と樋爪村が合併して乙訓郡淀村を構成した(図1)。役所および小学校は水垂に置かれた。昭和9年の室戸台風により小学校校舎が大きな被害をうけ、修理費調達困難の理由もあって昭和11年久世郡淀町に編入された。さらに京都市伏見区に編入されたのは昭和32年だった。両村は桂川沿いに連続する堤防集落を構成し、しばしば一体として扱われる。しかし、表1に示すように組織や生業などに大きな相違点をもつ¹⁾。明治前期ま

で水垂が大下津の約3倍の人口や石高を有し、淀二十石船の基地としても優勢であったことがわかる。

本地区の景観を示す1679(延宝七)~1693(元禄六)の景観年代と推定される笹井家蔵「洛外図屏風」²⁾の左半隻第1扇は宇治川上空の視点から西を鳥瞰して淀地区を描く。その特徴を要約してみよう。①桂川右岸堤防に沿う水垂村・(大)下津村の全域を示し、集落の長さは前者が後者より約3分の2短い。②合流部付近に大あらし明神、うき田の森の名がしめされる。前者は淀六町の産土神淀姫(與杼)社であり、2つの鳥居と本殿、多宝塔などが見える。③桂川堤外には中州があり、明神前に水垂の渡し場、宇治川合流付近に淀大渡りと記す。河岸に注目すると、水垂では連続的に石積みが施されており、船着場の大きな昇降段が2つみえる。下津側に石積みはなく、小さな昇降段が4つ示される。④水垂は堤防上に約20戸の平入りを主とする民家が描かれる。一方、下津では約18戸全て妻入りで示され、堤との間には並木が連続的に描かれる。⑤集落の背後は竹やぶで囲われ、その西側は格子状の排水路を巡らした水田が広がる。これらは六ッ田河原で淀川へ排水されている。⑥下津より六ッ田河原まで堤防沿いに針葉樹と思われる並木が1列に続き、五間堀と小畑川の間には神之木と大きく描かれている。この神木はかつての淀姫社御休所のものといわれ、大下津の旧位置であった可能性もある。

つぎに、上図より約150年後、安政四年の火災状況を畑忠保が描いた図2をみてみよう³⁾。これは淀姫社を中心にその両側の集落を描く。三月二十二日未刻過(午後2時頃)稲荷之六兵衛から出火、西風によって東側へ延焼、下津8軒、水垂46軒の民家と神主宅2軒を焼いて申下刻(午後4~5時)に消火したと記す。当地では近世を通じて火災が頻繁に発生した。図では淀姫社前に河岸への昇降段が2つあり、川岸は全域で杭打ちが施されている。神社西側は平入で床机をもつ4軒の商家らしいもの以外は妻入で描かれ、神社東側には平入の民家が多く描かれる。近世に火災が頻発した本地域で、妻入と平

* 佛教学大学院文学研究科博士後期課程

** 佛教学歴史学部歴史文化学科

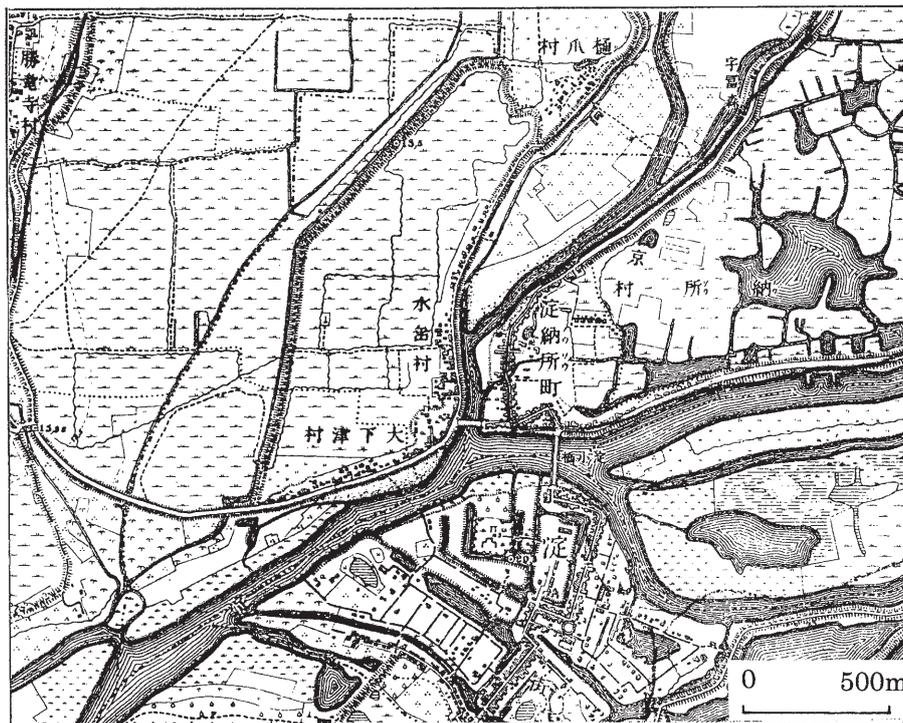


図1 水垂・大下津付近の地形図（明治22年測図）

表1 水垂村・大下津村の比較

	水垂村	大下津村
江戸中期	通長593間内473間家之内、家数247（家持205、借家11、明屋28） 人口888人、年寄2、寺6、社2（淀姫社、綱敷天神）	通長489間内210間家之内、家数45（家持33、借家7、明屋5） 人口205人、年寄1、寺2、社1（御旅所）
享保十年	662.571石（淀藩631.4石・淀姫社16.2石・旗本領14.971石）	209.984石（淀藩202.097石・淀姫社7.886石）
明治元年	688.104石（淀藩656.12石・淀姫社16.2石・旗本領14.0石・ 男山八幡宮社銚座領1.767石）	224.779石（淀藩206.93石・淀姫社7.886石・男山八幡 宮社銚座領9.963石）
明治10年代	121戸・寄留2・社2・寺4 計129、男329・女217 計546人 日本形船119隻（50石以上荷船22・同以下97）	39戸・寄留0・社1・寺2 計42 男103・女87 計190人 日本形船15隻（すべて50石以下荷船）

参考文献は注1)に示す

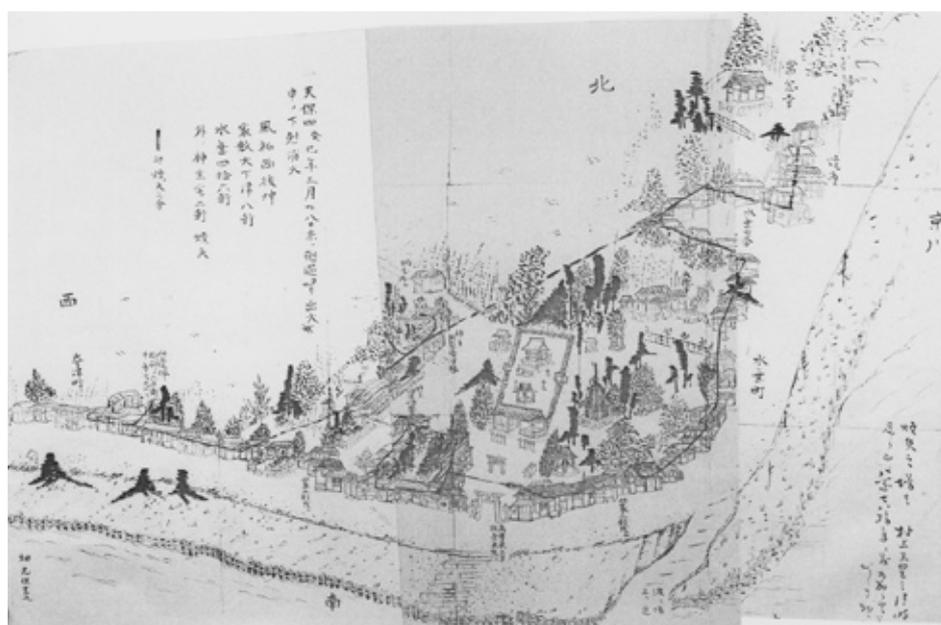


図2 安政四年火災図（畑忠保作、渡辺辰江家所蔵）

入の民家が描き分けられている点は注目される。図1（明治22年）では、両村が堤防に沿う長さ約1.4kmの列村を形成し典型的な片側町をなすのに対して、対岸の納所村が鳥羽街道をはさんで両側町をなし対照的である。集落の盛土部は淀姫社付近で約100mと最も幅広く、一般には幅30~40mに過ぎない。桂川堤外地の大きな中州（外島）は茶畑と一部普通畑に利用される流作地で、商品作物が栽培されていた。図3は明治移転直前（明治30年）の集落状況を示す⁴⁾。ここでは細長い短冊状地割が連続的に並び、宅地は水垂で132筆、大下津で37筆と前者が約3.5倍多くより過密な状況を示す。背後の盛土壁は水垂では凹凸の多い不規則な形態だが、大下津では集落中央で最も長く両側へ減じる傾向を示す。

2 淀川の治水事業

淀地区は三川合流と巨椋池（大池）からの排水路が加わってまさに水澱む水害常習地をなしていた。近世を通じての水難所は、①宇治川と木津川が合流する淀城西側、②宇治川と大池水路の合流する淀小橋付近、③桂川が宇治川に合流する納所と水垂間の3地点であった。①については1623（元和九）年松平氏の入部により淀城建設と島之内地域の城下町としての整備が実施され、1637（寛永十四）年には永井氏により木津川の西への付替えがおこなわれた。さらに、明治3年に現在の八幡地内へ

の新流路が開削されて現景観が決定した。②については明治10年頃に京都府が川幅拡幅と淀小橋継足工事を実施した。明治11年の伺⁵⁾によると工事費7,869円余と土地買収移転料1,728円余が計上され、宇治川南岸の延長約1.1km、最大幅約65mを潰地として収用した。また、淀城石垣を堤防用材に転用している。③についてはⅢ章で詳述する。

明治10年代にはデレーケらによって計画、指導された淀川修築工事が実施された。淀付近の記録はないが、航路確保のため制水工築設が明治16~21年頃に実施されたと推定される。2012年10月、八幡市地先宇治川左岸で発見された粗朶水制はこの時期のものであろう。淀川では明治18年の大洪水、ついで明治22年・28年・29年と連続して水害が発生、下流の大阪は甚大な被害を受けた。このため、淀川改修を要求する住民運動が高まってきた。政府は明治29年に河川法を成立させ、淀川と筑後川を直轄工事の対象とした。デレーケは淀川洪水除去のための新計画を明治23年6月に書き上げた⁶⁾。桂川について、彼は鴨川合流上流付近から大山崎鏡池を貫き、水無瀬川下流で淀川に合流させる桂川の新流路開削を提案している。一方、明治27年6月、第四区土木監督署長沖野忠雄が上申した淀川高水防禦工事計画意見書⁷⁾はこう記す。「桂川は多量の砂礫を運搬する急流河

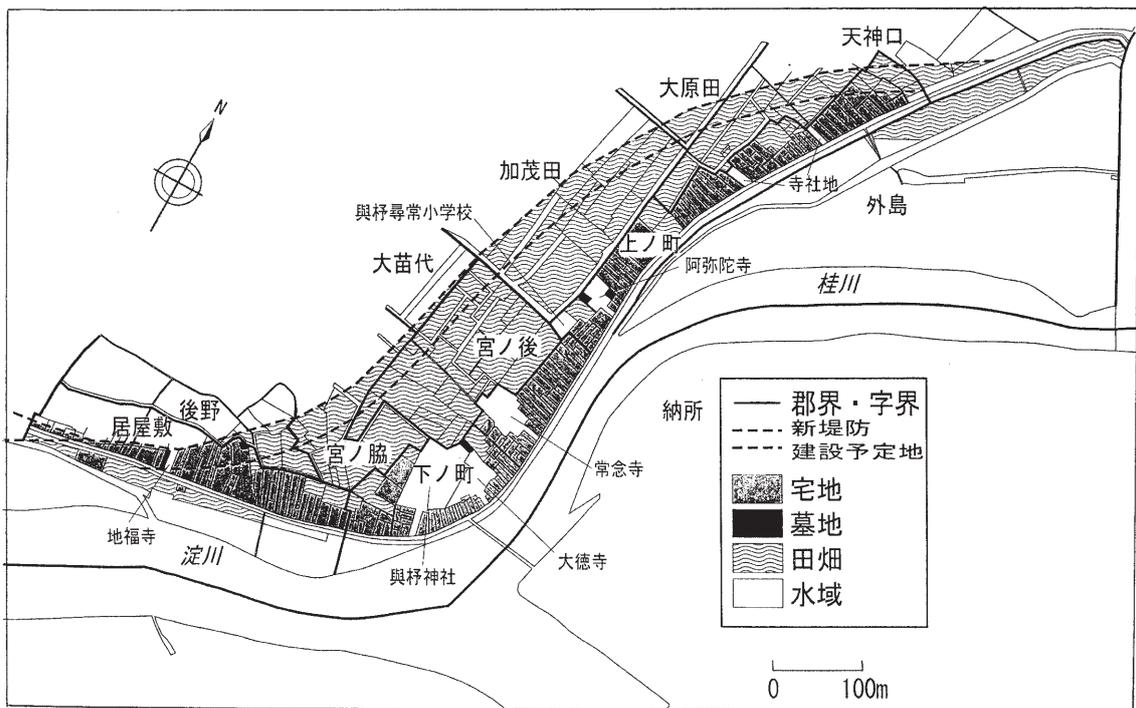


図3 水垂・大下津の地籍図（明治三十年、淀川資料館蔵淀川改良桂川筋紀伊久世乙訓綴喜四郡買収地図より作成）

川で、下流は川幅一定せず変動が大きい乱流しているため改良の必要がある。たとえ新流路を開削しても流送土砂量は減少せずやがて現状と同じ状態になって良い結果をえることは困難である。むしろ山地の荒廃を防止して土砂流出を減じ、下流では堤防の嵩上げと腹付による堤防補強、護岸の施行により浸食を防止する」。沖野はデレーケの新流路案をとらず、治山と治水の逐次改良工事を行って水害除去と工費の軽減を実施することを提案した。

明治29年3月に淀川改修案が両院を通過、同年6月4日に告示された。この改修計画は工期10カ年、工費909万4千円という膨大なものであった。実際には、淀川改良工事は1896（明治29）年から1910（明治43）年の15年間にわたる明治政府の威信をかけた大土木工事となった。沖野により指導された本事業の重点は、琵琶湖治水の要としての南郷洗堰建設、巨椋池と宇治川に関わる淀地区および最下流部の放水路建設であった。淀地区について①宇治川を淀町の背後に迂回させ、桂川との合流地点を引き下げ、②向島の堤防を延長して将来巨椋池の洪水氾濫を遮断、③巨椋池の悪水排除のため新宇治川左岸堤防沿いに水路を新設、という計画を沖野は示す⁸⁾。宇治川合流付近の桂川は川幅109m前後で疎通能力が低く、破堤多発の要因となっているため拡幅し、沿岸堤内地は宇治川の高水位のため悪水排除が困難であり両川合流口を下流への引き下げにより解決できるとした。工事計画では、宇治川流路を淀の南方へ付替え、桂川は合流部で幅273mに広げるため右岸堤防の突出部をカット、水垂・大下津ののる旧堤を撤去して全村を新堤に移転させる。また、左岸は納所の西部に新堤を設け、これを延長して新宇治川の右岸堤防に接続させるものである。

第2工区に属する宇治-佐多間の測量は明治29年7月開始、翌30年7月に終了した。本工事では木曾川改修での年度ごとの土地収用が地価の高騰を招いて資金不足になったことを反省し、土地の一括買収の方針がとられた。土地買収の交渉過程については後述するが、桂川拡幅による新堤防の計画位置を図4に示す⁴⁾。本図において次の二点が注目される。①右岸是水垂・大下津が連なる堤防を撤去して西側に新堤防を造成する。このため、新堤防は延長994.45m、天端5.45m、堤内側に天端から0.91m下に幅18.18mの小段をつくって両集落のほぼ全民家をここに移転させることとした。②納所集落の西半部は直接桂川河岸に面して堤防を欠く。これは堤防の付洲を利用して船運のための河港としたものであり、鳥羽街道から河岸へ至る道が派生していた。この河岸部を収用し、延長3.136km、天端5.45mの新堤を築造、川表に低水上0.91mに幅9.09mの犬走りを付けた。この堤防により旧宇治川を締切り、対岸の淀では城郭の一部を削り取り下流へ連続させるものであった。

II 淀地域の水害史

淀は宇治川、桂川、木津川の三川が合流することから、古代より水害に見舞われてきた。今から約千年前の『日本三代実録』貞観十六（874）年八月二十四日条にも、淀の渡し周辺で30軒余、山崎では40軒余が流失し、行方不明者が多数出たという記録が残っている⁹⁾。以下では、淀に水害をもたらした明治十八年から大正六年までの水害の特徴を『淀川百年史』や『過去の淀川流域災害資料集』¹¹⁾ および『京都日出新聞』の記事¹²⁾ によりまとめ、淀川改良工事の進捗状況とその影響を考察する。

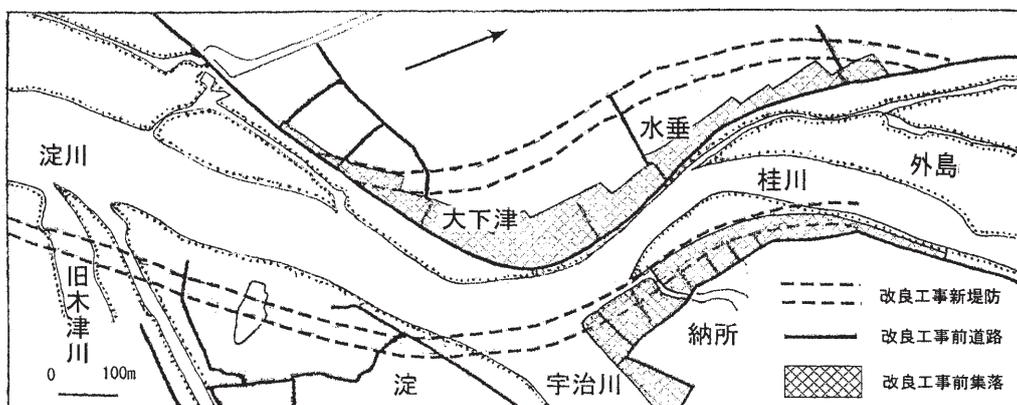


図4 淀付近の改良工事による新堤防の位置（淀川資料館蔵淀川改良桂川筋紀伊久世乙訓綴喜四郡買収地図より作成）

1 各水害の概況

(1) 明治18年6月(低気圧)・7月(北東進型台風) 明治大洪水

明治18年の水害は享和2年以来の大洪水と言われる。この年は春から天候不順で、6月の上旬より雨が降り続き、さらに6月15日と17日に連続して2回の低気圧が通過した。これにより15日夜半から豪雨となって17日夜半まで降り続き、淀川本支流は激しく増水し、桂川筋の納所では水位4.9mを記録した。その約1週間後の6月25日には再び雨が降り始め、28、29日に本格的となり、7月1日には暴風雨となった。この雨は2日夜半に一段と激しくなり、宇治川、木津川、桂川筋の各所で堤防が次々と切れていった。

具体的な被害としては、水垂村字一番町で約36m破堤したため7戸が流失、その7戸下でも32m破堤して9戸が流失、さらにその下手で81m破堤し1戸流失、合計149.4m破堤し27戸が流失した。堤防の決壊に際し住民は大声で対岸の納所村に助けを求め、これに応じた納所村からの助け舟によって水垂村の常念寺に避難した。流失を免れた家は、いち早く建具をはずし、壁を落としたため無事であったという。また大下津村は総戸数52戸・人口219人・耕地26町ほどであったが、住民は家財とともに船に避難し、そのまま約170艘がしばらく仮の住居となった。また堤防100mが破堤しそうになり、各村から土俵や樹木を集めて水防活動を行ったため破堤の難を逃れた。納所村では字八番で宇治川堤防が144m、淀川堤防が81m破堤し、30戸が浸水した。淀三ヶ町は浸水で孤立状態となり舟で往来した。桂川に架かる橋々は破損し、淀小橋も流失の危険があったが、大石を橋の上に並べるなどして対処したため無事であった(明治18年7月1日～7月12日『日出新聞』)。

(2) 明治22年8月(北西進型台風)

8月18日未明から雨が降り始め、夕方頃暴風となった。19日午後2時頃になると風は弱くなったが激しい雨となり、20日午前2時まで降り続いた。納所村では72mが破堤、流失家屋35戸。淀町では家屋半壊1戸、軽傷者1名、浸水970戸の被害であった。また小畑川筋の堤防72mが破壊し、田畑10町余が浸水した(明治22年8月22日『日出新聞』)。

(3) 明治29年7月(前線)・8月(北上型台風)・9月(北東進型台風) 琵琶湖大水害

7月19日から降り出した雨が20日に大雨となり、21

日午後には淀川の水位が上昇した。淀町では200戸余が浸水し、淀川汽船は運行を停止した。三栖三丁目付近の淀川堤防に36mほど亀裂が入り、京都府の出張土木課員の指揮のもと村民で水防活動を行った結果、決壊に至ることはなかった(明治29年7月22日～7月23日『日出新聞』)。

8月29日から再び雨が降り始め、30日7時頃から暴風雨となった。淀川の水位は31日午前7時に島本で5.03mに達した。淀町と納所村でそれぞれ270戸、85戸が浸水した。また淀川に繋いであった水垂村民所有の二十石舟1艘が流失した(明治29年9月2日『日出新聞』)。

9月7日の台風は四国沖から紀伊半島を横断した台風で、琵琶湖流域に記録的な大雨を降らせ、島本で水位5.48mに達した。8月に決壊し復旧途中であった上流の堤防決壊箇所から洪水が流れ込み、樋爪38戸、水垂123戸、大下津43戸が浸水した。また納所村では字九番町の30戸が軒先まで浸水し、総戸数約320戸のうち浸水を免れた家はなかった。そのため住民は2階に居住したほか、安楽寺に400人、新築の天理教会へ200人余が避難し、約300戸1,700人余が炊出しを受けた。淀町では520戸余のうち、浸水被害は483戸となった。その後、淀をはじめ八幡、美豆、伏見などは減水に時間がかかり、浸水により農作物の収穫が皆無となる状況であった(明治29年9月11日～9月17日『日出新聞』)。

(4) 明治36年7月(東北東進型台風)

京都地方では7日午前3時45分より雨が降り出し、9日午前9時45分まで降り続いた。総雨量は235mmに達し明治18年洪水をしのぐ大雨となった。9日からの降雨で諸川が激しく増水し、9日午後4時枚方で4.76mを記録した。桂川では増水が激しく、渡月橋では流水が橋の上を越した。淀町および納所村は過半が浸水し、堤防が2ヶ所でそれぞれ144m、36m崩壊した。三栖の淀川堤防が約90m破堤し、横大路一帯が沼地と化した(明治36年7月10日『京都日出新聞』)。この洪水は改良工事着手後、初めての洪水となった。桂川では納所水位が4.97mを示し、明治18年の5.03m、明治29年の4.94mと同等であった。さらに上流の嵯峨2.82m、羽東師5.55mという値は、明治29年よりも高水位であった。それにもかかわらず桂川筋でほとんど破堤が見られなかったのは、明治32年度以来の水垂、大下津での引堤拡張工事の成果であるとされる。その他の地点でも淀川の疎通力が有効に働いたためか、水位が高い割に大規模

な被害は発生しなかった。

(5) 明治40年8月(豪雨)

8月23日から25日にかけて豪雨が続き、京都府内の各河川は各所で決壊、亀岡地方でも保津川流域を中心に被害が発生した。各川の水位は25日午後から26日午前において最高水位に達し、宇治川の観月橋では2.55m、木津川の加茂で6.24m、桂川の羽東師で5.73mに達した。

淀町では浸水家屋200戸、水位は床上60~180cmに達した。納所村では桂川筋の第5樋門が増水のため危険となり、浸水家屋70戸の被害となった(明治40年8月27日『京都日出新聞』)。明治40年、改良工事は完成目前となり、宇治川、桂川合流点の背割堤の工事が開始された。宇治川の付替工事により、納所水位標の水位は急激に低下し、淀、横大路、桂川左岸一帯の悪水はうまく排除されるようになっていた。さらにこの背割堤の工事によって、桂川の水位は一層低下し、悪水排除はさらに促進された。その3年後の明治43年、淀川改良工事は竣工した。

(6) 大正6年(北東進型台風)大正大洪水

前線を伴った台風が原因で、潮岬沖をかすめて東京湾に上陸し、東京の下町には高潮をもたらした。9月30日午後8時頃から強風となり、10月1日午後10時頃まで烈風が続いた。雨は29日午前3時頃から降り始め、翌30日午後5時頃から猛烈な雨となった。降雨は木津川流域で最も多く、菅野では30日326.8mmを記録した。淀川本支流ともに増水し、三川合流点付近でも三栖、下山崎で淀川本堤が、納所で桂川堤防が決壊した。淀村では被害戸数25戸、田91町の被害。納所村と三栖町の境界で堤防が約54m決壊し、納所村、横大路村は全村浸水し、納所村では8戸が流失した。洪水は納所村の東端を突破して京阪電鉄の線路沿いに北端に至り、これにより納所村、淀町が浸水、住民は舟に乗って淀城天守台に避難した。水勢が激しく線路は掘り起こされ、淀城前の停留所は跡形もなく流失した。2階に避難した住民もあったが、水位が増したため再び屋根に避難するなどした。淀町の浸水は他地点と異なり、激流が急に襲ったもので、罹災戸数は300戸1,500人以上であった。淀町では最も深い所で3.9m浸水、横大路村や納所村では減水に時間がかかり、耕地は5日経ても4.5m浸水したままであった。その後10日に至って再び暴風雨が襲い、洪水は三栖の仮堤防を越え、納所村、淀町ならびに修理中の京阪電車の線路が再び浸水してしまった。桂川筋では

周辺町村の青年団員計1,800名で防水隊を組織し、徹夜で警戒にあたった結果、洪水は堤防上を溢れたものの決壊することはなく難を逃れた(大正6年10月2日~10月12日『日出新聞』)。

この洪水は淀川改良工事完成後8年目に迎えた最初の大洪水であった。宇治川は改良工事の計画通りの出水、桂川は計画以下の出水であり、原因は木津川が増水によるものであった。翌年の大正7年から開始された淀川増補工事では、大正6年洪水によって破壊された箇所、および漏水、噴水の激しい箇所、強度不足と認められる区域から工事が始められた。計画高水流量は明治18年と同22年洪水を参考に算出されたものであったが、宇治川と桂川は変更されず、木津川は $3,600\text{m}^3/\text{s}$ から $4,650\text{m}^3/\text{s}$ に改訂された。

以上、淀地域の水害史をまとめてみると、7~9月に集中発生しており、原因としては台風が多い。また多量の降雨により三川ともに増水する例が普通であるが、いずれかの川が特に激しく増水し、それが他河川の排水を妨げて被害を発生させる例も少なくない。明治29年9月洪水は琵琶湖流域(宇治川)、明治36年洪水は桂川、明治40年洪水は桂川と木津川、大正6年洪水は木津川が激しく増水しており、いずれかの流域で多量の降雨が発生すると淀が水害に見舞われている。

明治36年洪水における桂川筋の破堤が少なかったのは、川幅拡張工事の効果であるとされているが、4年後の明治40年洪水では、松尾村字上山田で54m、京極村字郡で72mならびに117mの2ヶ所、吉祥院村4ヶ所計144m、久我村(詳細不明)などで桂川堤防が決壊し、沿岸では浸水被害が発生している。これは桂川と鴨川が増水および木津川が増水により桂川の排水が滞ったためであろう。さらに淀川改良工事は、明治18年と同22年洪水を参考に計画されたにもかかわらず、竣工後の大正6年洪水では木津川の想定外の増水によって多大な被害が発生している。こうした三川それぞれの状況が互いに複雑に影響しあう現象は、流域の異なる3つの河川が集中した淀ならではの特徴といえよう。

2 明治18年洪水と大正6年洪水の比較

淀川改良工事の効果や影響を考察するために、工事前の明治18年洪水と竣工後の大正6年洪水を比較してみたい。降雨の傾向の違いなど、異なる洪水を単純に比較する事は難しいが、観測された水位記録などを検討した結果ほぼ同規模であったと考え、それぞれの傾向をふま

えた上で考察してみたい。

図5によれば、明治十八年水害では三川合流地点より上流での堤防決壊は桂川や宇治川の本流とそれぞれの支流で多く発生している。一方、大正六年水害では、堤防の決壊は少ないものの、桂川と小畑川に挟まれた水垂村や大下津村区域、並びに桂川と宇治川に挟まれた伏見から納所、淀町区域までの堤内地が浸水している。これは改良工事によって強固な堤防が整備されたために、堤防決壊は少なくなった一方、上流や支流の決壊部から堤内に侵入した外水や内水が堤内に滞ったためであると考えられる。大正6年洪水で浸水した淀町では、応急策として堤防を切ることにより排水を試みようとしている。改良工事以前から、長期間の浸水による農作物の被害等は発生していたものの、築堤によって内水災害がさらに助長される結果となった可能性が指摘できる。

次に堤防決壊被害を比較してみると、淀川流域全体の堤防決壊数は減少傾向（M18=46 T6=30）にあり、改良工事による堤防強化の効果がみられる。また三川合流地点より上流部では、決壊数は激減（M18=23 T6=5）しており、これは改良工事により合流点付近の慢性的な排水困難状態がある程度改善された結果と思われる。しかし本流沿いの決壊数は少なくなったが支流での決壊は減少せず、支流において堤内に洪水が流れ込んで

浸水被害を発生させたようである。

Ⅲ. 淀地域における改良工事

1 第二工区における施工概況

淀川改良工事では、第一に琵琶湖水位の引下、第二に大池悪水の排出、第三に三川合流点の変更、第四に大阪市街部への浸水防遏、が計画の中心とされた⁷⁾。これらは瀬田川より大阪湾に至る広大な範囲に及ぶため、事業を統括する第五土木監督署は、施工域を三つの工区に分割し、各工区に工管所を設置することとした¹³⁾。海口から大阪府北河内郡佐太までを第一工区、佐太から京都府久世郡宇治までを第二工区、瀬田川流域を第三工区とした。淀地域は、第二工区（明治32年10月開設）に属し、大阪府三島郡に設置された鳥飼工管所の管轄となった。工事が着工されると、水垂・御牧・美豆・八幡・山崎などの各現場を監督するため、それぞれに工場が設けられた。

淀水垂・大下津では、川筋拡幅のための桂川右岸浚渫・築堤が計画された¹⁴⁾。明治29年には起工準備として幅杭打ち・土地測量が開始され、明治31年より地域住民との土地収用交渉が開始された。当該地域での収用交渉は極めて順調に進み、翌32年度中に完了した。

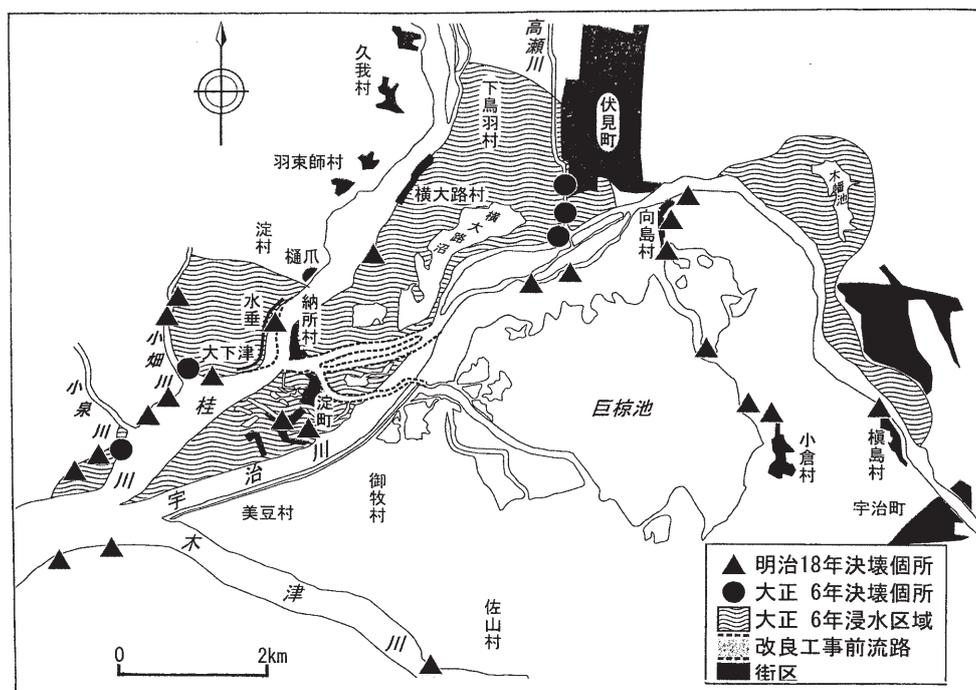


図5 明治18年および大正6年の水害被害分布区域（淀川資料館蔵「明治十八年および大正六年淀川水害区域五万分の一図」より作成）

水垂・大下津は、「地盤低ク、随テ池沼・水田夥シク、工事施行上ノ一難工区タリ」と評され、文字通りの「水郷」であった¹⁵⁾。当時の水垂・大下津集落は、堤防に沿って形成された列村集落（水垂上ノ町・中ノ町・下ノ町、大下津居屋敷）の背後に、池沼や悪水路が交錯する田畑が広がっていた（図3）。これらの田地は、堤防上の集落よりも一段低い地盤にあるため、一度浸水してしまうと排水不良に陥ってしまった。

本地域は、施工中もたびたび出水の被害を受け、その都度、工事の進捗に甚大な影響を来すこととなった。例えば、着工直前の明治32年9月、「出水ニテ上流ノ堤防ニヶ処欽潰シテ浸水」の被害を受けた。翌10月には、「木津川高水ノ為メ逆流」によって、「工場田面浸水永ク停滞シ居タル」有様となった。そのため、まず水車による田地の水替作業を施すこととなり、12月に入って、ようやく着工となった。工事人夫は、当初「主トシテ地方人民」すなわち周辺住民から募集する方針とされた。しかし、先述のように、明治32年の出水による「近傍ニ於テ昨年欽潰ノ堤防復旧工事」が始められたことにより、「六七十名ノ人夫ハ其方ヘ分割セラレ」る状況が生じた。さらに、「最近村落タル水垂・大下津・納所ノ人民ハ、家屋移転ノ為メニ壱人出役スルモノナ」い状態であり、「日々ノ出役人夫式百内外ニ過キス」という状況が続いた。こうした人夫不足を解消するため、翌33年3月より「広ク人夫ヲ募集」することとした。その結果、「日々三百四五拾名ノ出役ヲ得ル」ことができたという。なお、明治32年度は就業日数131日（うち稼働日数102日）、就労人夫延べ22,711人、一日当たりの平均賃金42銭であった。

2 改良工事における行政の姿勢

桂川・宇治川・木津川が合流する三川合流点周辺では、宇治川筋の大幅な付替が計画された。明治29年に杭木打立と測量準備が開始されたが、これを受けて周辺住民が郡役所に計画変更の請願書を提出し始めた。綴喜郡美豆村では、住民100名が「淀川改修工事新水路位置移転ノ件」に関する歎願書を作成し、綴喜郡役所に提出した。その趣旨には、「淀川筋新設水路ハ美豆村人家ヲ横断スル趣ニ就キ、民家移転ヲ要スルモノト認メ」とあり、住民は着工準備の段階になって家屋移転の必要性を認識したとみられる。そのため、宇治川の新流路を「大字美豆・大字際目之間、民家無之位置ニ変更アランコトヲ希望」する旨を請願した¹⁶⁾。また、久世郡御牧村では、

区長藪内松之助ほか2名が歎願書を久世郡役所に提出した。藪内は「杭木御打立テ見レハ、我カ居所ハ全部川筋ニ相見受ル、村民ヨリ我等重立者エ、如何ニ相成候哉日夜談掛リ歎願申出、当今ニテハ我等モ安眠スル不能次第」と、杭木打立によって自分たちの集落が収用対象となることを知り、不安を抱くようになったという。そして、「何卒願意御洞察被成下、可成居残り農業相続可致様御聴届被成下度」と、婉曲的な表現で計画の再考を歎願している¹⁷⁾。

地域住民の請願に対し、各郡役所から照会を受けた京都府内務部は、「願書ニ対シ指令不相成候条、右之趣御諭示、御下戻相成度」と、請願を取り合わずに差し戻すべしとの回答を通達した。また、第五区土木監督署長の沖野忠雄は住民の請願書を閲覧した際、「願書ハ却下取計可然哉」と、内務部の措置に賛同した¹⁸⁾。

彼らには、「該川改修工事ハ、主務大臣ニ於テ直接施行セラレ、公益ニ属スル重大之工事」であり、住民の請願によって「決定ノ事業ヲ左右セラルベキモノニ無之」という認識があった¹⁹⁾。この認識の背景には、「一己人ニ対スル利害ヲ以テ、国家公益ノ事業ヲ変更等ノ義ハ、到底聴許セラルベキモノニ無之」といった言辭に象徴される、公益性をめぐる論理が働いていた。また、内務部が「一己人ニ被ル損害ハ相当要償ノ途可有之」と指摘するように、明治22年に制定された土地収用法によって、土地収用・家屋移転に対する損失補償の途が整備されていたことも、彼らの認識を下支えしたと考えられる²⁰⁾。

地域住民からの計画変更請願は、行政側に大きな影響を与えた。翌30年1月、内務大臣樺山資紀は「国ノ起業ニ係ル工事、又ハ之ニ関連スル工事ニ要スル土地ヲ、買取又ハ収用後、旧所有者ニ貸付スルヲ得ル勅令案」を閣議提出した²¹⁾。

樺山は、まず、「淀川改良工事ノ如キ、政府ノ直轄施行ニ係ル工事ニ就テハ、莫大ノ民有地ヲ要スル」ため、「一時ニ莫大ノ民有地ヲ買取又ハ収用セサルヲ得ス」と、直轄工事に於ける莫大な土地収用の必要性を説く。そして、「其買取又ハ収用後数年間、其土地ニ工事ヲ施行セス、官有ニ帰セシメタル俟、荒廢ニ付シ置カサルヲ得サルモノアリ」と、施工まで収用地が荒廢に帰している現状を説明する。そこで、「該土地ヲ旧所有者ニ貸与シ、工事施行ニ至ルマテ、其使用ヲ許スヲ得」と、着工に至るまで旧所有者に土地貸付を行ってはどうか、と提案す

るのである。

樺山の提案には、「所有者ハ之ニ依テ遽カニ其土地ノ所得ヲ失フノ虞ナク」と、地域住民に配慮するかのよう な表現がみられる。一方で、貸付を許可すれば「其買取 又ハ収用方ヲ容易ナラシムル」とあり、土地収用を円滑 に進めようとする意図があった。さらに、「其買取又ハ 収用価格ニ影響ヲ来タシ、工費経済上大ニ得策ナルヘシ ト信ス」ともあり、住民への配慮を示すことで、収用価 格を安価に抑えることすらも企図していた。樺山の真意 は、住民への配慮にはなく、あくまで順調な土地収用の 結了にあった。樺山の提案は、翌2月の閣議で「支障無 之」として、閣議決定された。そして、同月17日、「国 ノ起業ニ係ル工事ニ要スル土地ニシテ、買取又ハ収用ノ 後、未タ其ノ土地ニ工事ヲ施行セサルモノハ、其ノ施行 ニ至ル迄、随意契約ヲ以テ、之ヲ其ノ旧所有者ニ貸付ス ルコトヲ得」との勅令が制定された²²⁾。

3 土地収用交渉の実態

樺山の勅令案に暗示されたように、国策事業における 土地収用は、地域住民の不满・反発次第では、事業の進

捗に大きな影響を及ぼしかねない「施行上、一大難事ニ 属ス」る案件として捉えられた²³⁾。淀川改良工事では、 膨大な土地収用が実施された。内務省の統計によると、 淀川改良工事における土地収用は、反別にして11,465 反1畝25歩、金額にして約2,902,026円2銭8厘に上っ た²⁴⁾。これは、同時期に内務省が進めた河川直轄工事 のうち²⁵⁾、最大規模の予算が投下された事業であった (表2)。

収用事務は、明治29年6月、事業を管轄する第五区 土木監督署に土地収用係が設置されたことに始まる²⁶⁾。 滋賀・京都・大阪の三府県に跨がる施工域を4つに区分 し、大阪府下に枚方・柴島・海老江の各区を(同年11 月16日)、京都府下に淀区(翌30年9月2日)を設けた。 各区には出張員詰所が設けられ、土木監督署から派出さ れた署員が収用事務に当たった。また、収用交渉に伴っ て生じかねない「官民ノ間ニ磅礫スル感情的軋轢ヲ調 和」させるため、「民間ノ事情ニ通シ名望アルモノ」す なわち地域名家への事務嘱託が行われた²⁷⁾。

京都府下での収用事務は、明治31年より開始された。

表2 内務省直轄工事(明治30~40年代)における土地収用

	起工年	交渉期間	買取反別	買取金額	家屋移転	地上物件移転料
淀川 うち京都 うち大阪 うち滋賀	M29	M29~43	11459反6畝25歩	290万1039円31銭0厘	—	80万6668円66銭1厘
			2122反1畝07歩	31万5596円36銭9厘		12万0661円62銭1厘
			9235反2畝25歩	255万9289円67銭2厘		68万4144円52銭2厘
			102反2畝23歩	2万6153円26銭9厘		1862円51銭8厘
木曾三川	M31	M26~38	29065反1畝01歩	251万2476円90銭3厘	13万3620坪余	51万6409円31銭7厘
利根水系 九頭竜川	M33	M33~37	4494反7畝29歩	63万6238円37銭9厘	742坪余	4373円95銭9厘
		M33~40	4317反0畝15歩	52万5689円69銭1厘	—	24万5942円45銭2厘
庄川		M34~43	2397反8畝22歩	48万7017円19銭5厘	9620坪	7万3952円38銭4厘
高梁川	M40	—	4617反	97万3063円01銭0厘	3万680坪	54万0451円88銭0厘
渡良瀬川	M43	M44~T9	26670反2畝24歩	225万2975円67銭0厘	20771坪余	25万4538円08銭7厘

出典：『淀川改良工事』(内務省土木局、1913)、『岐阜県治水史』下巻(岐阜県、1953)、
『利根川第一期改修工事』(内務省土木局、1913)、『庄川改修工事』(内務省土木局、1914)、
『九頭竜川改修工事』(内務省土木局、1914)、『高梁川改修工事概要』(内務省大阪土木出張所、1925)、
『渡良瀬川改修工事概要』(内務省東京土木出張所、1925)

表3 協定委員による収用交渉の事例

所有者	種類	総坪	買取 地上建坪	占用 地上建家坪	占用地上坪数 ノ差引建坪	単価	代価
樋爪区	瓦葺平屋	7坪26	7坪26	4坪95	2坪31	3円85銭	8円89銭
住民A	瓦葺平屋	13坪32	2坪07	2坪96	10坪36	5円85銭	60円61銭
	瓦葺平屋	2坪07	2坪07	0坪77	1坪30	5円40銭	7円2銭
	萱葺下屋	10坪10	1坪65	—	10坪10	3円50銭	35円35銭
	瓦葺下屋便所	0坪72	0坪72	0坪48	0坪24	4円40銭	1円6銭
住民B	瓦葺平屋	12坪16	7坪28	3坪42	8坪74	5円85銭	51円13銭
住民C	瓦葺便所	1坪54	1坪54	0坪28	1坪26	3円57銭1厘	4円50銭
住民D	瓦葺下屋	5坪64	1坪48	0坪77	4坪87	3円85銭	18円75銭
	瓦葺物置	3坪52	1坪96	1坪04	2坪48	3円85銭	9円55銭
	瓦葺物置通門	3坪30	1坪99	1坪13	2坪17	3円85銭	8円35銭
住民E	瓦葺便所	0坪84	—	0坪11	0坪73	8円53銭3厘	6円8銭
	瓦葺納屋	6坪12	—	2坪43	3坪69	4円	14円76銭
	瓦葺井戸場	2坪72	—	0坪56	2坪16	4円	8円64銭

出典：「家屋及建物附属物移転料協定価格」(『淀川堤防修築桂川改修ニ関スル承諾書』京都府立総合資料館所蔵)

土地調査の完了後、同年11月に収用価格が公表され、地域住民との交渉が開始された。土木監督署の報告書によると、淀区では「委員トシテ適当ノ名望家ヲ得ルニ困」った末、「終ニ委員ヲ設置セズ、直接所有者ト協議ヲ開始シタリ」と、署員が住民と直接交渉を行ったといふ²⁸⁾。

では、実際の収用交渉はどのように行われたのか。樋爪(乙訓郡淀村)を事例に、その実態を確認しよう²⁹⁾。明治40年10月、「堤防トナルヘキ敷地買収及地上物件移転料協定」のため、京都府属平井忠が樋爪に「御出張」し、住民と「懇々御談示」がなされた。樋爪住民は、淀村内にある常念寺に参集し、協議の結果、交渉の窓口となる協定委員3名を選定することとした。3名に「協定方依託」するに際して、住民12名が「後日ニ至り、協定額ノ不服一言タリトモ申立ズ候」との旨を署名・捺印の上で約定した。協定委員の一人に選ばれた山本安之助は、実際に幾つかの交渉を取りまとめている。例えば、住民5名ならびに区有地の「自分共所有ノ家屋及ヒ附属物移転ノ義」について、「別紙明細書ノ金額ヲ以テ移転承諾」するとし(表3)、「御指定ノ日限ニ必ラス取形付、他ニ移転可致候」と確約した。また、別の住民2名の「土捨場ノ為メ自分共所有ノ地所売買ノ件」については、「自分共ニ於テハ、左記ノ通りニ非ラサレハ御承諾難致候也」と、承諾条件を提示し、断固たる姿勢を示した。このように、京都府下では、地域名望家の協力が得られないために、土木監督署員や京都府職員が直接住民と交渉することとなったが、住民側から自発的に協定委員が選出され、煩雑な収用交渉の円滑化が図られた。

4 改良工事後の地域社会

最後に、淀川改良工事による地域社会の変化について言及しておく。水垂・大下津では大幅な土地収用が行われ、集落が全村移転することとなった。新しい集落は、旧集落の西側に建設予定の新堤防上に移されることとなり、そこに広がる田畑(水垂大原田・加茂田・大苗代、大下津後野など)を潰地して形成された³⁰⁾。新集落では、旧集落に倣い、新堤防に沿った列村の形状に区画割が実施された。区画面積は各収用地に照応する形で算出・区割されたが、その形状は旧集落と比べると大幅に整理された。大規模な土地収用と集落の移転は、行政側にも大きな混乱を生じさせた。広大な田畑の区割と宅地化、一部住民の転出、それに伴う区画の分筆化や土地所有権の異動など、把握を困難にする要因が複数現出した。

そのため、明治36年、乙訓郡役所は旧地番を廃止し、旧集落の地番に対応する形で新地番の振り直しを実施した³¹⁾。その際、水垂宮ノ後が廃止され堤内にあった「外島」の呼称が堤外地に振られるなど、若干の異動があった。また、地上物件の移転は、土地の収用後、早々に始められた。大下津における家屋移転は、明治33~35年がピークであり、特に明治34年中は「家屋モ極少キ」様相であったという³²⁾。また、水垂では、淀地域における祭礼の中心的存在であった與杼神社が淀城趾に移り、大荒木ノ森とともに姿を消すこととなった。

まとめ

- 1) 水垂と大下津両集落を比較し人口、住家密度、生業や景観などの面で大きな相違点があることを明らかにした。また、淀付近の3地点で実施された明治期の治水事業の特徴を述べた。
- 2) 明治18年洪水と大正6年洪水を比較したところ、改良工事の効果により全体的に堤防決壊被害は減少し、三川合流地点より上流では激減している。しかし強固な堤防に囲まれたことにより、支流の決壊で堤内に流れ込んだ水が滞るなどの内水災害が発生しやすい環境に変化した。
- 3) 淀川改良工事の一環として、桂川右岸浚渫・築堤や宇治川筋付替が行われた。それに伴う土地収用・集落移転により地域社会の様相は大きく変化した。協定委員の選出や早々の家屋移転など、住民の側には自発的な動きが見られた。行政の側は公益性を盾に、住民の得失よりも国策事業を優先すべし、という論理が働いていた。樺山による収用地貸付に関する勅令案も、貸付許可による収用交渉の円滑化などを意図しており、同様の論理に基づくものであった。

謝辞

この研究を進めるに当たって、水垂町・大下津町の住民のみなさんに協力いただきました。とくに、西庄英晴・佐々木哲也両自治会長には調査に理解と協力をいただきました。浄土宗常念寺の本多廣賢・茂美夫妻には宿泊の便宜をはかっていただきました。資料の利用には淀川資料館、京都府立総合資料館にお世話になりました。以上の皆様に厚くお礼申し上げます。

注

- 1) 以下の資料より編集した。原田伴彦編『山城淀下津町記録』、『日本都市生活史料集成四 城下町編 II』学習研究社、1976、371～416。木村 礎『旧高田領取調帳 近畿編』近藤出版社、1975。京都府『京都府地誌』1875～1885。
- 2) 川上 貢 笹井家蔵「洛外図屏風」について、日本建築学会近畿支部研究報告集、48-6、1973、259～262。本屏風は高槻市しろあと歴史館が所蔵。
- 3) 畑忠保作 安政四年火災図、渡辺辰江氏所蔵。
- 4) 「淀川改良桂川筋紀伊久世乙訓綴喜四郡買収地図」淀川資料館蔵。
- 5) 淀川百年史編集委員会編『淀川百年史』建設省近畿地方建設局 1974、282～283。
- 6) 淀川百年史編集委員会編『淀川百年史』建設省近畿地方建設局 1974、281～282。
- 7) 沖野忠雄『淀川高水防禦工事計画意見書』、内務省大阪土木出張所、1894。
- 8) 淀川百年史編集委員会編『淀川百年史』建設省近畿地方建設局 1974、325～329。
- 9) 黒板勝美『国史大系第四巻 日本三代実録』、1966、吉川弘文館、643 p。
- 10) 淀川百年史編集委員会『淀川百年史』、1974、建設省近畿地方建設局、1424 p。
- 11) 淀川工事事務所『過去の淀川流域災害資料集』、2001、173 p。
- 12) 『京都日出新聞』京都日出新聞社。
- 13) 淀川改良工事の概要は『淀川改良工事』（内務省土木局、1913）に拠る。
- 14) 以下、特に断らない限り、水垂・大下津における施工状況については『自明治二十九年度至全三十二年度 直轄工事概況報告書』、『明治三十四年度 直轄工事概況報告書』（ともに淀川資料館蔵）に拠る。
- 15) 『淀川改良工事沿革略誌』、淀川改良工事竣工式事務所、1909。
- 16) 「淀川改修線路ニ関シ歎願之件」（『淀川改修事件』、京都府立総合資料館蔵）。
- 17) 「歎願書」（前出『淀川改修事件』）。
- 18) 「歎願書却下ノ件」（前出『淀川改修事件』）。
- 19) 同上、「歎願書却下ノ件」。
- 20) 「願書下戻ノ件」（前出『淀川改修事件』）。
- 21) 以下、樺山の勅令案については「国ノ起業ニ係ル工事又ハ之ニ関連スル工事ニ要スル土地ヲ買収又ハ収用後旧所有者ニ貸付スルヲ得ル勅令案ノ件」（「工事ノ為メ買収又ハ収用シタル土地貸付ノ件ヲ定ム」、国立公文書館蔵）に拠る。
- 22) 明治三十年勅令第一五号（『法令全書』第三〇巻ノ二、内閣官報局、原書房、1981）。
- 23) 前出『淀川改良工事』。
- 24) 同上、『淀川改良工事』。
- 25) 真田秀吉『内務省直轄土木工事略史』、旧交会、1959。
- 26) 以下、特に断らない限り、収用事務については前出『淀川改良工事』に拠る。
- 27) 「明治廿九・三十両年事務報告書」（前出『自明治二十九年度至全三十二年度 直轄工事概況報告書』）。
- 28) 「明治三十一年直轄工事及調査事業報告書」（前出『自明治二十九年度至全三十二年度 直轄工事概況報告書』）。
- 29) 以下、樋爪における収用交渉については『淀川堤防修築桂川改修ニ関スル承諾書』（京都府立総合資料館蔵）に拠る。
- 30) 以下、新集落の様相については伏見区淀水垂町・大下津町マイラー図（京都地方法務局伏見出張所蔵）に拠る。
- 31) 淀水垂・大下津旧土地台帳（京都地方法務局伏見出張所蔵）。
- 32) 「御日待諸記入帳」、大下津区有文書。

